

事 項		日程等
現況調査 計画書	届出年月日	昭和 58 年 5 月 2 日
	縦覧期間	昭和 58 年 5 月 10 日～5 月 25 日
	縦覧場所	中川区役所富田支所
環境影響評価 準備書	届出年月日	昭和 59 年 5 月 8 日
	縦覧期間	昭和 59 年 5 月 15 日～6 月 14 日
	縦覧場所	中川区役所富田支所
	説明会	開催日 昭和 59 年 5 月 25 日、28 日、30 日、6 月 1 日 開催場所 名古屋市立富田中学校、名古屋市立はとり中学校、 名古屋市立助光中学校、名古屋市立供米田中学校
意見書	提出期間	昭和 59 年 5 月 15 日～6 月 29 日
	提出件数	75 件
見解書	提出年月日	昭和 59 年 11 月 22 日
	縦覧期間	昭和 59 年 12 月 6 日～12 月 21 日
	縦覧場所	市役所、中川区役所富田支所
公聴会	開催日	開催申請がなかったため開催せず
環境影響評価 審査書	縦覧期間	昭和 60 年 3 月 20 日～4 月 4 日
	縦覧場所	市役所、中川区役所富田支所
環境影響評価書	届出年月日	昭和 60 年 6 月 3 日
	縦覧期間	昭和 60 年 6 月 13 日～6 月 20 日
	縦覧場所	市役所、中川区役所富田支所
事後調査計画書 (工事中)	届出年月日	昭和 60 年 11 月 25 日
事後調査結果報告書 (工事中)	報告年月日	平成 2 年 4 月 10 日
	縦覧期間	平成 2 年 4 月 20 日～4 月 27 日
	縦覧場所	市役所
事後調査計画書 (工事完了後)	届出年月日	平成元年 7 月 15 日
事後調査結果報告書 (工事完了後)	報告年月日	平成 2 年 4 月 10 日
	縦覧期間	平成 2 年 4 月 20 日～4 月 27 日
	縦覧場所	市役所

平成 16 年度から平成 20 年度の 5 年間における排ガス濃度等の測定結果は以下のとおりである。

(1) 排ガス測定結果

排ガス測定は、ばいじん等の測定とダイオキシン類の測定をそれぞれ行った。

ばいじん等の測定は、焼却炉ごと、概ね 2 ヶ月の稼働ごとに 1 回、測定を行った。平成 16 年度から平成 20 年度の 5 年間に、1 号炉で 17 回、2 号炉で 18 回、3 号炉で 15 回、3 炉合計で 50 回測定を行い、すべての項目で基準等に適合していた。

ダイオキシン類の測定は、焼却炉ごとに年 2 回行った。3 号炉については平成 20 年度は稼働しなかったため測定を行っておらず、そのため測定回数は 5 年間に、3 炉合計で 28 回行った。

項 目		単位	基準等	測定結果		
				最大	最小	平均
湿り排ガス量		m ³ _N /h	－	56,900	40,400	48,460
乾き排ガス量		m ³ _N /h	－	43,600	31,800	37,300
排 ガ ス 濃 度	ばいじん濃度	g/m ³ _N	0.08	0.010	<0.001	0.002
	硫黄酸化物排出量	m ³ _N /h	7.924	0.835	0.21	0.471
	窒素酸化物濃度	ppm	250	55	<12	25
	塩化水素濃度	mg/m ³ _N	700	83	<13	46
	水銀濃度	mg/m ³ _N	－	0.15	<0.002	0.013
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	1	0.045	0.000057	0.014
	一酸化炭素（4 時間平均値）	ppm	100	39	1	10
	燃焼ガス温度	℃	800 以上	929	834	888
集じん器入口ガス温度		℃	おおむね 200 以下	209	188	197

注) 1: 本表の基準等は既存施設が稼働していた当時の値を示す。

2: 測定値が 1 回以上、定量下限値未満となった項目については、その最小値を定量下限値に「<」を付して示す。

(2) 排水測定結果

排水については、毎月 1 回、処理水槽からの放流水を採水し、測定を行った。ただし、ダイオキシン類については、排ガス中のダイオキシン類の測定を行った日のうちの年 1 回、放流水を採水し、測定を行った。

測定の結果、すべての項目で基準等に適合していた。

項 目		単位	基準等	測定結果			定量 下限値
				最大	最小	平均	
排水濃度 (下水道放流)	水素イオン濃度	—	5.0～9.0	7.8	6.9	7.3	—
	生物化学的酸素要求量	mg/L	600	9.4	<0.5	2.0	0.5
	浮遊物質量	mg/L	600	1	<1	<1	1
	大腸菌群数	個/cm ³	—	<30	<30	<30	30
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	シアン化合物	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	六価クロム化合物	mg/L	0.5	<0.04	<0.04	<0.04	0.04
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	総水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.02	<0.01	0.01	0.01
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.32	0.00030	0.068	—

注) 1: 本表の基準等は既存施設が稼働していた当時の値を示す。

2: 測定値が 1 回以上、定量下限値未満となった項目については、その最小値を定量下限値に「<」を付して示す。ただし、すべての測定において定量下限値未満であった項目については、最大値、最小値及び平均値を定量下限値に「<」を付して示す。

(3) 焼却灰等測定結果

焼却灰等については、毎月 1 回、焼却灰及びセメント固化した飛灰（飛灰中間処理物）等を採用し、測定を行った。ただし、ダイオキシン類については、排ガス中のダイオキシン類の測定を行った日に焼却灰等を採用し、測定を行った。

測定の結果、すべての項目で基準等に適合していた。

項 目			単位	基準等	測定結果			定量 下限値
					最大	最小	平均	
焼却灰等溶出量	焼却灰	カドミウム及びその化合物	mg/L	－	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
		シアン化合物	mg/L	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/L	－	0.33	<0.01	0.09	0.01
		六価クロム化合物	mg/L	－	0.06	<0.04	0.04	0.04
		砒素及びその化合物	mg/L	－	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		総水銀	mg/L	－	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
		セレン及びその化合物	mg/L	－	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	飛灰中間処理物	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.3	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
		シアン化合物	mg/L	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/L	0.3	0.27	<0.01	0.09	0.01
		六価クロム化合物	mg/L	1.5	<0.04	<0.04	<0.04	0.04
		砒素及びその化合物	mg/L	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		総水銀	mg/L	0.005	0.0006	<0.0005	0.0005	0.0005
		セレン及びその化合物	mg/L	0.3	0.02	<0.01	0.01	0.01
焼却灰等含有量	焼却灰	カドミウム及びその化合物	mg/kg	－	2.4	0.5	1.2	0.5
		シアン化合物	mg/kg	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/kg	－	960	33	280	5
		クロム及びその化合物	mg/kg	－	220	41	130	0.5
		砒素及びその化合物	mg/kg	－	1.7	0.2	1.0	0.1
		総水銀	mg/kg	－	0.03	<0.01	0.01	0.01
		セレン及びその化合物	mg/kg	－	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g	3	0.013	0.000000082	0.00086	－
	飛灰中間処理物	カドミウム及びその化合物	mg/kg	－	150	26	56	0.5
		シアン化合物	mg/kg	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/kg	－	580	330	450	5
		クロム及びその化合物	mg/kg	－	140	66	96	0.5
		砒素及びその化合物	mg/kg	－	5.2	<0.1	2.6	0.1
		総水銀	mg/kg	－	4.6	2.2	3.2	0.01
		セレン及びその化合物	mg/kg	－	1.4	<0.5	0.8	0.5
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	－	0.34	0.0099	0.071	－		
焼却灰熱灼減量			wt%	10	6.6	0.5	4.0	0.1

注) 1: 本表の基準等は既存施設が稼働していた当時の値を示す。

2: 飛灰中間処理物については、重金属固定剤等による薬剤処理を行っていたため、ダイオキシン類対策特別措置法施行日（平成 12 年 1 月 15 日）に稼働していた焼却施設に係る経過措置により、ばいじんに係るダイオキシン類の濃度基準（3 ng-TEQ/g）は適用されなかった。

3: 含有量の測定結果は、乾燥した焼却灰等に含まれる重量で示す。

4: 測定値が 1 回以上、定量下限値未満となった項目については、その最小値を定量下限値に「<」を付して示す。ただし、すべての測定において定量下限値未満であった項目については、最大値、最小値及び平均値を定量下限値に「<」を付して示す。

(4) 騒音・振動測定結果

騒音・振動測定は、2～3年ごとに、敷地境界4地点で夜間に測定を行った。

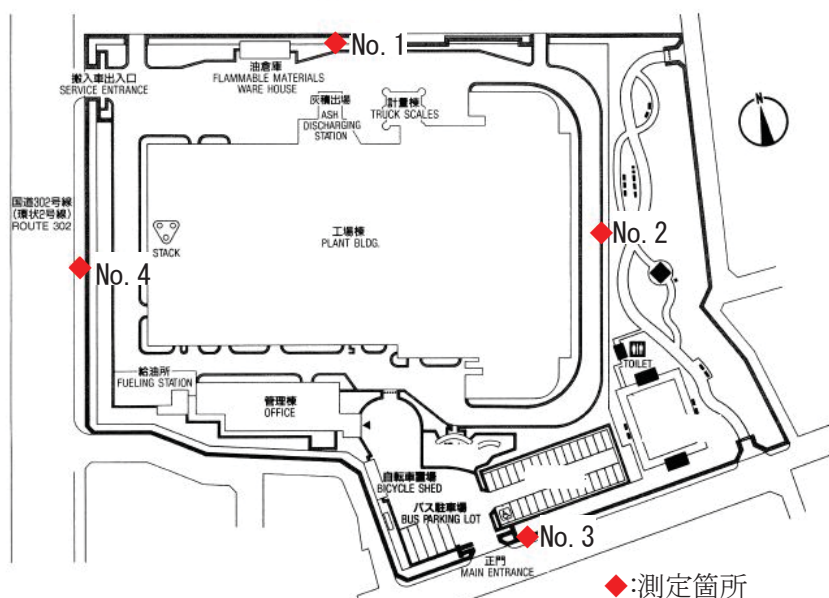
測定年度・測定箇所			平成 17 年度				平成 19 年度				規制値 ・ 管理値
測定日			平成 18 年 3 月 11 日(土)～ 平成 18 年 3 月 12 日(日)				平成 20 年 2 月 23 日(土)～ 平成 20 年 2 月 24 日(日)				
	測定時間帯	単位	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	
騒 音	22:00～23:00	dB	46	45	50	44	56	47	47	52	(規制値) 50
	0:00～1:00		47	44	50	46	54	49	50	54	
	2:00～3:00		47	44	49	42	55	45	48	41	
	4:00～5:00		47	42	48	42	53	44	46	52	
振 動	22:00～23:00	dB	30	30	32	39	31	30	33	34	(管理値) 55
	0:00～1:00		30	30	30	37	30	30	31	33	
	2:00～3:00		31	31	36	32	30	30	30	31	
	4:00～5:00		30	30	39	30	31	30	32	37	

注) 本表の規制値及び管理値は既存施設が稼働していた当時の値を示す。

気象条件 (測定箇所 No. 1)

	測定日	時刻	天候	気温 (℃)	湿度 (%)	風向	風速 (m/s)
平成 17 年度	H18. 3. 11	22:00	曇	13. 6	75	西北西	0. 2
	H18. 3. 12	0:00	曇	11. 8	87	南東	0. 0
		2:00	曇	10. 8	87	南東	0. 0
		4:00	曇	10. 2	95	西南西	0. 1
平成 19 年度	H20. 2. 23	22:00	雪	1. 0	78	北西	1. 8
	H20. 2. 24	0:00	雪	0. 9	92	西	1. 6
		2:00	雪	-1. 1	92	西	1. 8
		4:00	雪	-2. 9	87	南西	1. 6

富田工場騒音振動測定位置図



(5) 悪臭測定結果

悪臭測定は、毎年1回、敷地境界の風下1地点で測定を行った。
 測定の結果、すべての項目で規制値に適合していた。

試料採取年月日			H16.10.18	H17.8.29	H18.8.7	H19.8.2	H20.8.4	規制値
項 目		単位						
特 定 悪 臭 物 質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002
	硫化水素	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.02
	硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.01
	二硫化メチル	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.009
	トリメチルアミン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	<0.002	0.003	0.003	<0.002	<0.002	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.02
	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009
	イソバレールアルデヒド	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.9
	酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	1
	トルエン	ppm	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	10
	スチレン	ppm	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.4
	キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
	プロピオン酸	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001
	ノルマル吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0009
	イソ吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001
臭気指数		—	<10	<10	<10	<10	<10	
天 候		—	晴	晴	晴	曇	晴	—
気 温		℃	21.4	29.0	34.0	32.0	33.2	—
湿 度		%	45	79	72	59	57	—
風 向		—	南東	北西	南東	南東	南	—
風 速		m/s	1.0	<0.5	0.6	2.7	1.3	—

注) 1: 本表の規制等は既存施設が稼働していた当時の値を示す。
 2: 測定値が定量下限値未満の場合は、定量下限値に「<」を付して示す。

(1) 平成 32 年度富田工場への一日当たり搬入車数

時間	ごみ収集車					灰搬出・ 薬品搬入車両	合計
	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11	小計	No. 9	
6:00～6:29	22				22	0	32
6:30～6:59	10				10	0	
7:00～7:29	8				8	0	20
7:30～7:59	12				12	0	
8:00～8:29	8				8	0	12
8:30～8:59	4				4	0	
9:00～9:29	0	8	0	0	8	4	26
9:30～9:59	7	0	3	4	14	0	
10:00～10:29	15	19	5	8	47	0	55
10:30～10:59	0	8	0	0	8	0	
11:00～11:29	7	0	3	4	14	3	17
11:30～11:59	0	0	0	0	0	0	
12:00～12:29	0	0	0	0	0	0	0
12:30～12:59	0	0	0	0	0	0	
13:00～13:29	0	7	0	0	7	4	59
13:30～13:59	15	20	5	8	48	0	
14:00～14:29	7	0	3	4	14	0	25
14:30～14:59	0	11	0	0	11	0	
15:00～15:29	22	16	8	12	58	2	60
15:30～15:59	0	0	0	0	0	0	
16:00～16:29	0	0	0	0	0	0	0
16:30～16:59	0	0	0	0	0	0	
台数（最大）	137	153	91	104	293	13	306

注) 1: 上記台数は搬入車両（灰については搬出車両）の台数であり、片道分のみを示している。

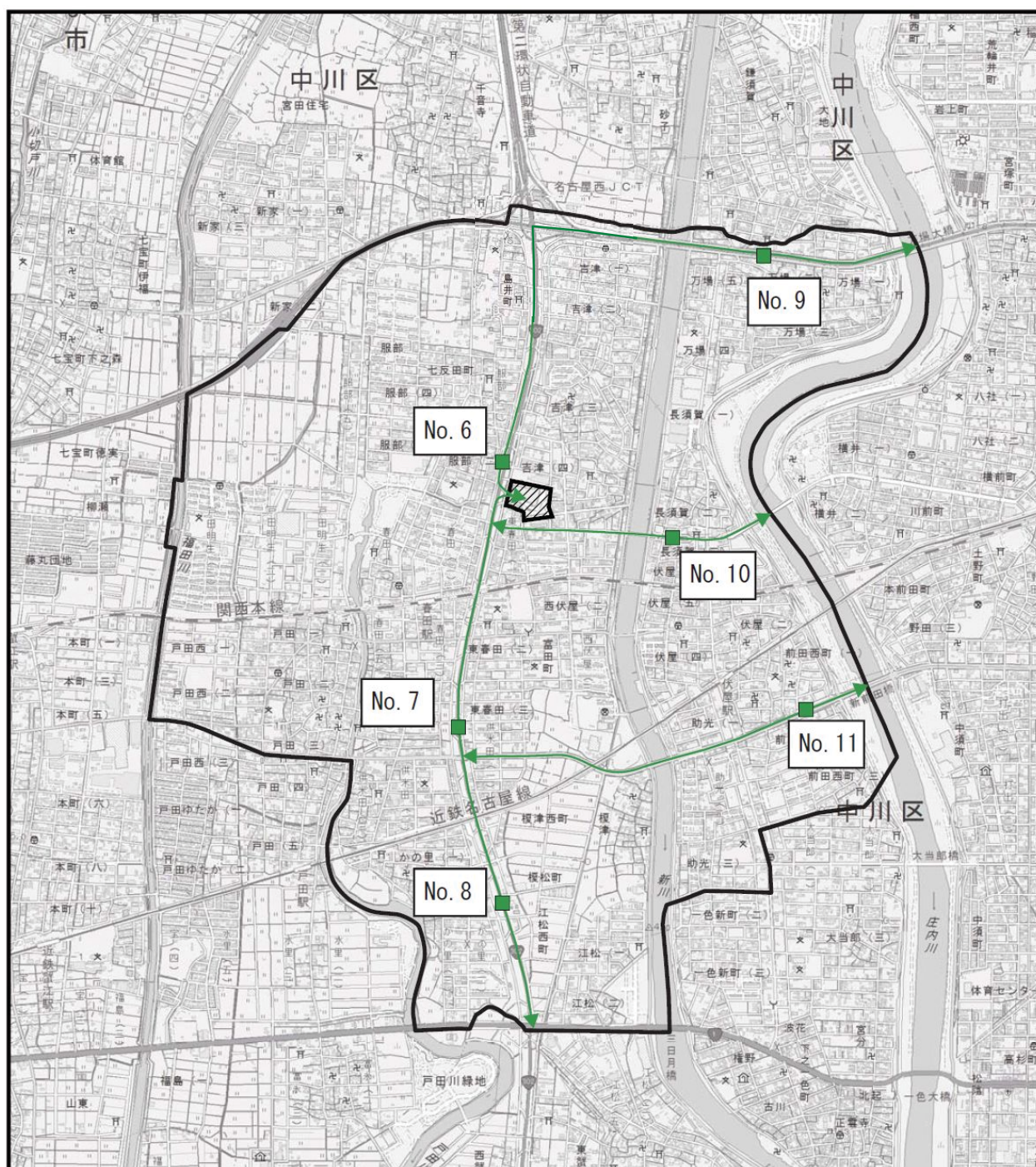
2: No. 8～11 は、準備書作成にあたり現地調査を行った地点を示す。

なお、No. 6 には No. 9 を通過した車両が、No. 7 には No. 8 と No. 11 を通過した車両が通過するものとする。

3: 6:00～8:59 の搬入車両は許可業者のみであり、車両の出入の方向ごとの台数は未定であるため、この時間帯の数値は 4 地点を通過する搬入車両の合計を、各地点の最大台数は、この時間帯にすべての搬入車両が当該地点を通過する場合の 1 日の合計台数を示している。そのため、4 地点の最大台数の合計は、実際のごみ収集車の計画台数とは異なる。

4: 環境影響に係る予測にあたっては、各地点を、記載した台数の車両が通過し、1 日の通過台数は最大台数の値になるものとみなして予測を行っている。

(2) ごみ収集車等の搬出入ルート



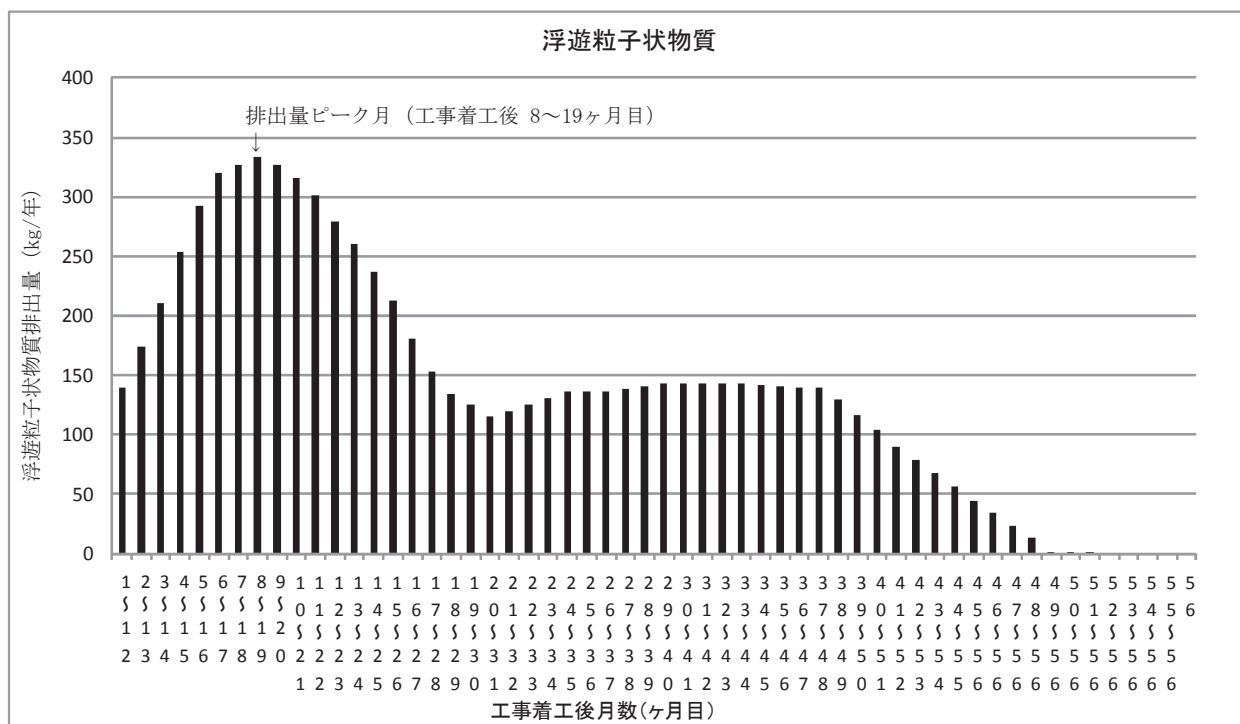
機器ごとの解体撤去方法は、以下のとおりである。

階数	室名称	主要機器名称	解体撤去方法
	炉室	炉体鉄骨・炉本体	ダイオキシン類を除染した後、耐火物を研り落とし、小分け解体・搬出する。
		ボイラ鉄骨・ボイラ	
		キルン基礎	コンクリート製架台・スラブは存置する。
		歩廊階段(2F)	炉体・ボイラ鉄骨と共に解体・搬出する。
		歩廊階段(3F)	
		歩廊階段(4F)	
		歩廊階段(5F)	
B2F	地下煙道スペース	消音器・煙道	ダイオキシン類を除染した後、小分け解体・搬出する。
	排水処理設備室	貯槽、ポンプ類	基礎から取外し搬出する。コンクリート製貯槽及び防液堤は存置する。残留廃液の確認及び処理に注意する。
B1F	灰コンベヤ室	第一灰コンベヤ	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
		第二灰コンベヤ	
		灰押出装置	
		灰分散機	
	ボイラ補機室	純水タンク	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
		復水タンク	
		純水装置、ポンプ、薬剤注入装置、補機類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。防液堤は存置する。残留廃液の確認及び処理に注意する。
	建築設備室・換気ファン室4	換気ファン等	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	誘引通風機室	誘引通風機(110kW)	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	冷却水ポンプ室	冷却水タンク	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
		ポンプ類	
	換気ファン室1～3, 5	送風機類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	タービン発電機室	タービン用潤滑装置	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。防液堤は存置する。残留油の確認及び処理に注意する。
	炉用油圧装置室	ストーカ駆動装置	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。防液堤は存置する。残留油の確認及び処理に注意する。
	ごみ汚水ろ過機室	汚水ろ過器、ごみ汚水噴霧ポンプ	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留廃液の確認及び処理に注意する。
	ブロワー室	ブロワ類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	排水処理設備室	貯槽、ポンプ類	基礎から取外し搬出する。コンクリート製貯槽及び防液堤は存置する。残留廃液の確認及び処理に注意する。
	コンプレッサー室1	空気圧縮機、空気槽、脱湿装置	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	排水処理電気室	盤類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	特殊消火設備室	ハロン消火設備	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留ハロンの確認及び処理に注意する。

階数	室名称	主要機器名称	解体撤去方法
1F	投入ステージ	ピット投入扉、エアカーテン	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	中央制御室 データロガー室	盤類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	特別受変電室	トランス他	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
	受変電室	盤類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
	配電室	盤類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
	発電機室	タービン発電機	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
		保全用クレーン(走行レール、歩廊を含む。)	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	非常用発電機室	非常用発電機、燃料タンク	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
	消石灰スラリー供給室	消石灰スラリー槽、スラリー供給ポンプ	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留廃液の確認及び処理に注意する。
	ダストコンベヤ室	飛灰移送コンベヤ	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	脱硝設備室	尿素溶液炉内噴霧装置、炉内水噴霧装置	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留廃液の確認及び処理に注意する。
	脱臭噴霧室	ピット薬液噴霧装置	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留廃液の確認及び処理に注意する。
	投入扉用油圧ユニット室	投入扉油圧装置	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。防液堤は存置する。残留油の確認及び処理に注意する。
2F	コンデンサーヤード下	蒸気復水タンク	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	排ガス処理室	電気集じん器	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
		反応塔	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	蒸気コンデンサーヤード	蒸気復水器	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	換気ファン室	送風機類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	バッテリー室	無停電電源装置、直流電源装置	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留バッテリー液の確認及び処理に注意する。
	活性炭脱臭室	脱臭装置	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	脱臭装置室	脱臭装置用ファン	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	消石灰貯槽置場	消石灰貯槽	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	灰クレーン電気室	盤類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
	灰クレーン操作室	盤類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	灰積出用ホッパ	灰積出用ホッパ	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。

階数	室名称	主要機器名称	解体撤去方法
3F	換気ファン室1～3	送風機類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	飛灰処理装置室	固化物搬送コンベヤ	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	灰クレーン	灰クレーン（走行レール、歩廊を含む。）	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
	ごみクレーン電気室	盤類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
4F	灰ピット上部	脱気器、高圧蒸気だめ、低圧蒸気だめ	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	換気ファン室2, 3	送風機類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	飛灰処理装置室	混練機、押出成形機	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	冷却塔置場	冷却水冷却塔	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	投入ホッパ	投入ホッパ	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
		分別積替ホッパ	
5F	ごみクレーン操作室	盤類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
	換気ファン室1	送風機類	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	ごみクレーン	ごみクレーン（走行レール、歩廊を含む。）	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。残留油の確認及び処理に注意する。
	プラント用水高架タンク置場	プラント用水高架タンク	基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
外構	飛灰処理装置室	セメント貯槽36m ³ 、ダスト貯槽30m ³	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。
	計量設備	計量機、計量ポスト、計量管理装置	基礎から取外し、小分け解体搬出する。計量室内計量管理装置を含む。計量機上屋は存置する。
	煙突	煙突内筒、歩廊階段	ダイオキシン類を除染した後、基礎から取外し、小分け解体・搬出する。煙突外筒は存置する。

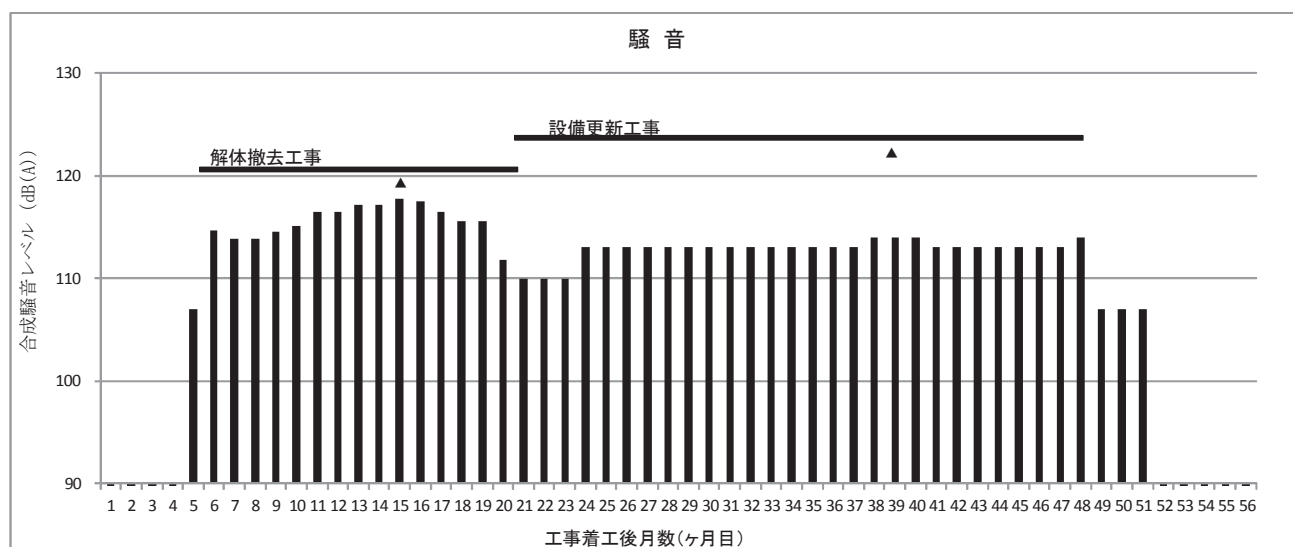
予測時期は、両物質とも年間排出量が最大となる工事着工後 8~19 ヶ月目とした。



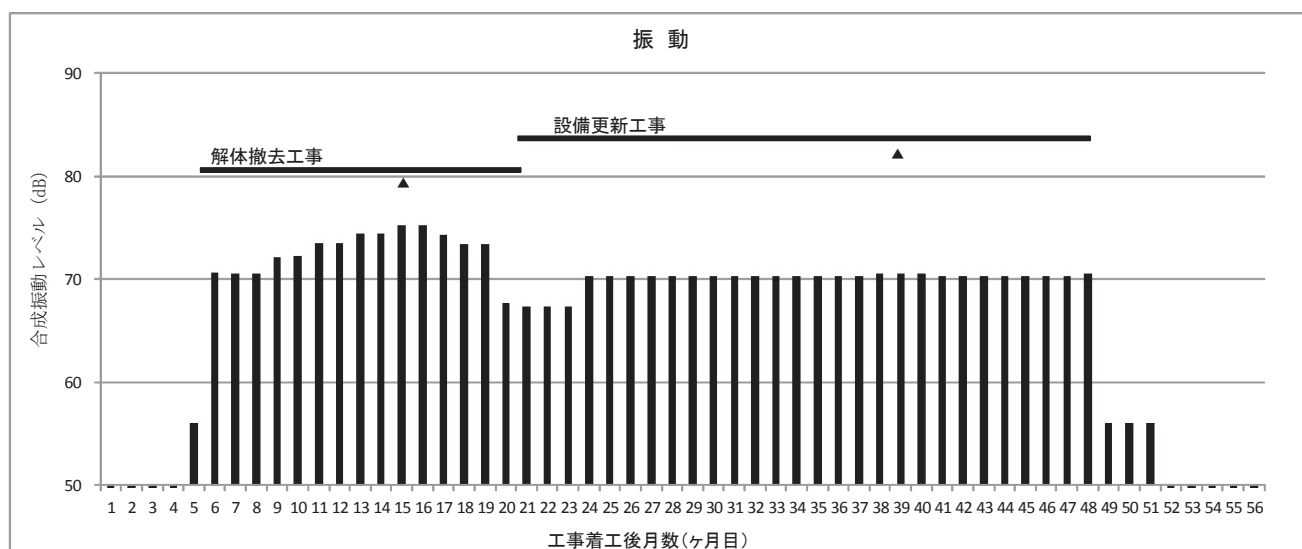
– 12 –

(2) 騒音・振動

各月における建設機械の稼働による合成騒音レベル及び合成振動レベルは、以下に示すとおりである。



- 注) 1:各建設機械の稼働による騒音レベルのベースを合わせるために、各建設機械の音圧レベルからA特性パワーレベルに換算し、これにより合成騒音レベルを算出した。
 2:各建設機械の音圧レベルは、本編第2部第2章 2-1-3 (4) イ (ア) 「主要な建設機械の稼働台数及びパワーレベル」(本編 p. 168) に示すとおりである。
 3:グラフ中の横棒は、各工種の施工期間を示す。
 4:グラフ中の「▲」は、各工種の施行期間中における最大値が算出される箇所を示す。
 5:グラフの数値は、建設機械のパワーレベルを合成したものであり、事業予定地周辺の予測結果を示すものではない。



- 注) 1:各建設機械の稼働による振動レベルのベースを合わせるために、振動源から基準点までの距離が7mにおける振動レベルに換算し、これにより合成振動レベルを算出した。
 2:各建設機械の振動レベルは、本編第2部第3章 3-1-3 (4) イ (イ) 「主要な建設機械の稼働台数及び振動レベル」(本編 p. 194) に示すとおりである。
 3:グラフ中の横棒は、各工種の施工期間を示す。
 4:グラフ中の「▲」は、各工種の施行期間中における最大値が算出される箇所を示す。
 5:グラフの数値は、建設機械の振動レベルを合成したものであり、事業予定地周辺の予測結果を示すものではない。

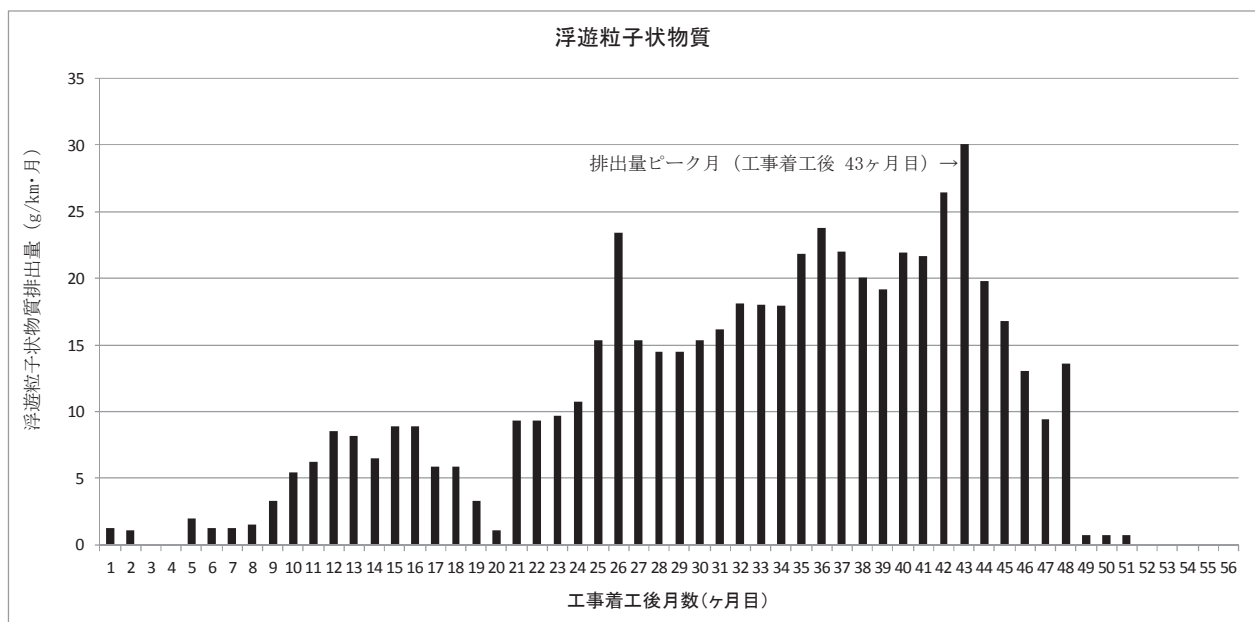
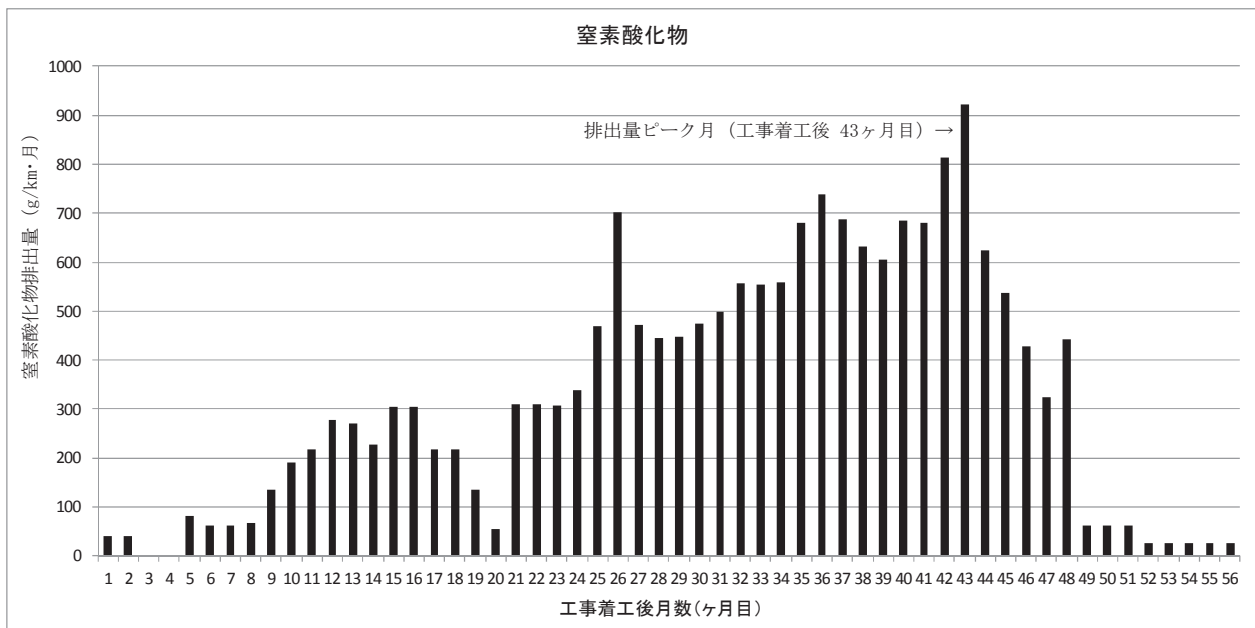
各工種の施工期間において、それぞれ合成騒音レベル及び合成振動レベルが最大となるのは以下の時期である。工事期間全体では、合成騒音レベル、合成振動レベルともに解体撤去工事である工事着工後 15 ヶ月目に最大となる。そのため、騒音、振動についての予測時期は工事着工後 15 ヶ月目とした。

環境要素	工事内容	最大となる時期
騒 音	解体撤去工事	// 15 ヶ月目
	設備更新工事	// 39 ヶ月目
振 動	解体撤去工事	// 15 ヶ月目
	設備撤去工事	// 39 ヶ月目

(1) 大気質

工事関係車両の走行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の月別排出量は、以下に示すとおりである。

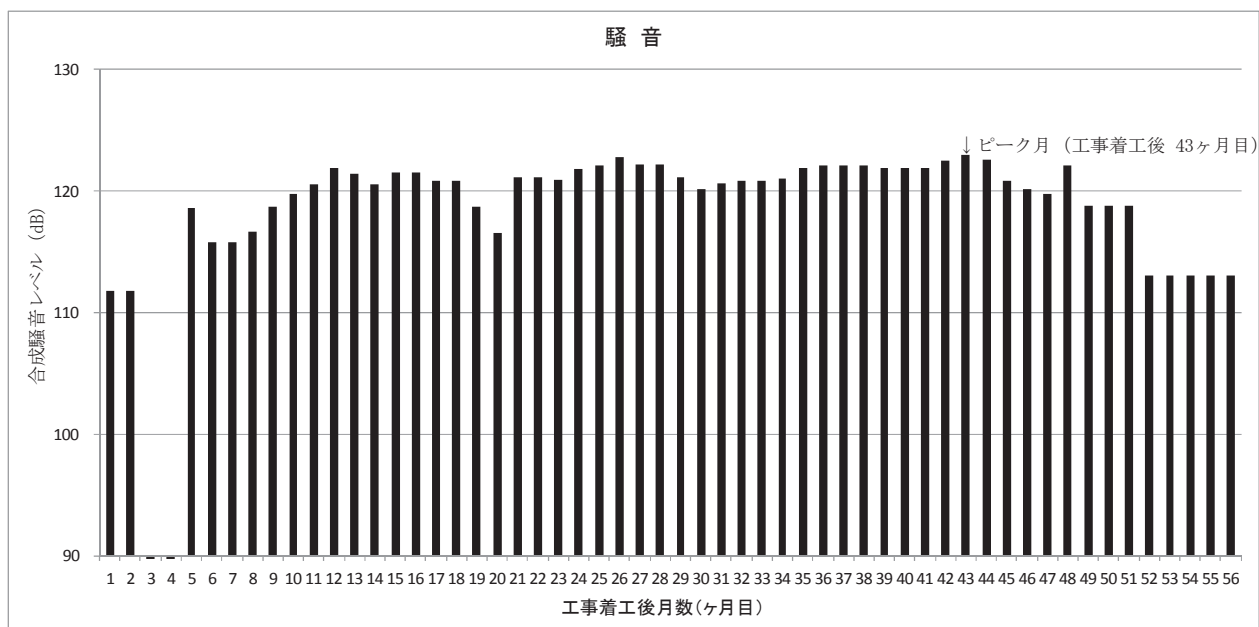
予測時期は、両物質とも排出量が最大となる工事着工後 43 ヶ月目とした。



注) 車種別の排出係数は、「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠」（国土交通省，平成 24 年）より、工事着工後 43 ヶ月目である平成 31 年の法定速度 60km/h の数値を用いて算定した。

(2) 騒音

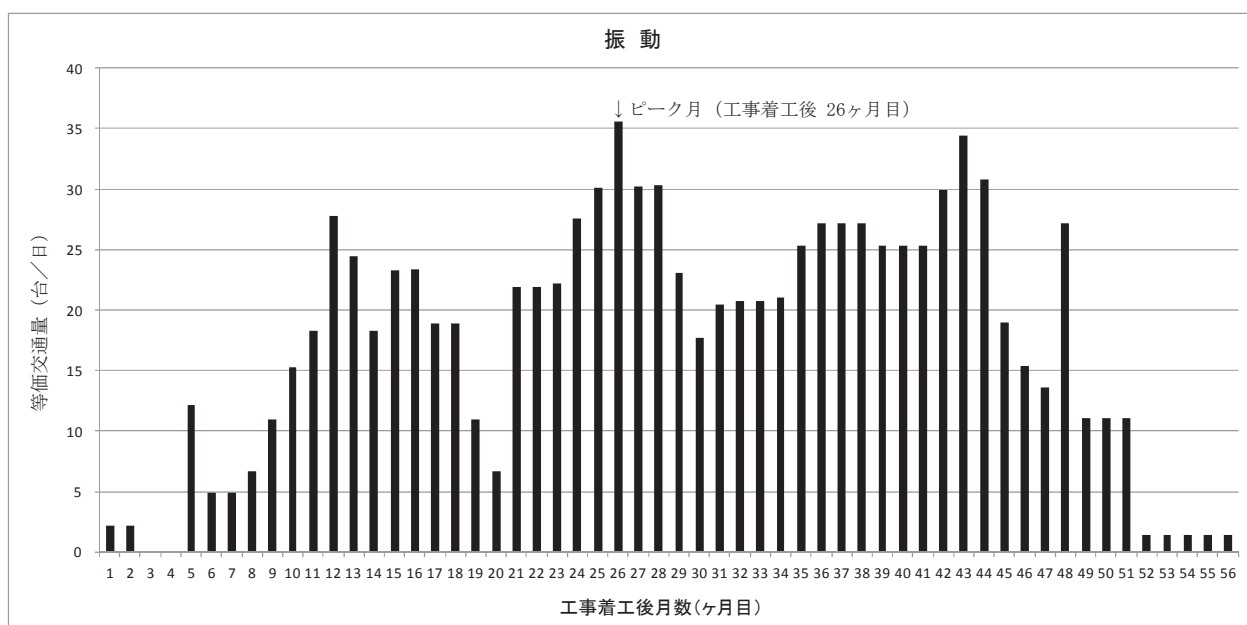
各月における工事関係車両の走行による合成騒音レベルは、以下に示すとおりである。
予測時期は、合成騒音レベルが最大となる工事着工後 43 ヶ月目とした。



注) 車種別パワーレベルは「ASJ RTN-Model 2008」(社団法人 日本音響学会) に示されている計算式による。

(3) 振動

各月における工事関係車両の走行による等価交通量は、以下に示すとおりである。
予測時期は、等価交通量が最大となる工事着工後 26 ヶ月目とした。



注) 等価係数は「道路環境影響評価の技術手法」(平成 24 年度版 国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所) に示されている提案式「振動レベルの 80% レンジの上端値を予測するための式」による。

(4) 安全性

各月における工事関係車両の走行台数は、以下に示すとおりである。

予測時期は、走行台数が最大となる工事着工後 43 ヶ月目とした。

